

京 都 大 学 本 部 事 務 決 裁 等 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
(前 略)	附 則 この規程は、令和元年5月10日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
別表第1 (第2条関係) (略)	別表第1 (第2条関係) (同 左)
別表第2 (第3条第2項関係)	別表第2 (第3条第2項関係)
事項	事項
(略)	(同 左)
分掌規程第21条、第22条及び第23条第2号に定める事項	分掌規程第21条、第22条、第23条第2号及び第24条に定める事項
学生・図書館担当の理事又は厚生補導担当の副学長	学生・図書館担当の理事又は厚生補導担当の副学長
分掌規程第8条(第2号、第3号及び第12号に限る。)、第26条及び第29条に定める事項	分掌規程第8条(第2号、第3号及び第10号に限る。)、第26条及び第29条に定める事項
戦略調整・研究・企画・病院担当の理事	戦略調整・研究・企画・病院担当の理事
(略)	(同 左)
分掌規程第3条第1号、第5条(第5号から第7号までに限る。)、第20条第4号及び第30条(第2号を除く。)に定める事項並びにリスクの分析及び管理並びに危機管理関係規則、行動計画等の策定に関する事項	分掌規程第3条第1号、第5条(第5号から第7号までに限る。)、第20条第4号、第27条第5号及び第30条(第2号を除く。)に定める事項並びにリスクの分析及び管理並びに危機管理関係規則、行動計画等の策定に関する事項
法務・コンプライアンス担当の副学長	法務・コンプライアンス担当の副学長
分掌規程第8条第11号及び第10条(第1号、第2号、第4号、第7号及び第10号に限る。)に定める事項	分掌規程第10条(第1号、第2号、第4号、第7号、第11号及び第12号に限る。)に定める事項
国際戦略担当の副学長	国際戦略担当の副学長
分掌規程第8条第1号に定める事項	分掌規程第8条第1号に定める事項
教育・情報・評価担当の理事又は戦略調整・研究・企画・病院担当の理事	教育・情報・評価担当の理事又は戦略調整・研究・企画・病院担当の理事
分掌規程第24条に定める事項	分掌規程第24条に定める事項
男女共同参画・国際・広報担当の理事又は学生・図書館担当の理事	男女共同参画・国際・広報担当の理事又は学生・図書館担当の理事
分掌規程第8条第10号及び第10条第5号に定める事項	分掌規程第10条第5号及び第10号に定める事項
男女共同参画・国際・広報担当の理事又は国際戦略担当の副学長	男女共同参画・国際・広報担当の理事又は国際戦略担当の副学長
(略)	(同 左)
分掌規程第27条に定める事項	分掌規程第27条(第5号を除く。)に定める事項
戦略調整・研究・企画・病院担当の理事又は研究倫理・安全推進担当の副学長	戦略調整・研究・企画・病院担当の理事又は研究倫理・安全推進担当の副学長
(略)	(同 左)
別表第3 (第4条関係) (略)	別表第3 (第4条関係) (同 左)